

ポスト

令和 5 年 3 月 30 日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博
特設ページ

「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（案）」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリック・コメントの結果等の公表について

1. パブリック・コメントの結果

金融庁では、「[最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（案）](#)」及び「[銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）](#)」等につきまして、令和 4 年 9 月 9 日（金曜）から令和 4 年 10 月 10 日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、2 先から 11 件のご意見が寄せられました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

お寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[別紙 1](#) を御覧ください。

2. 概要

本件は、以下のとおり大口信用供与規制（LEX規制）に係る所要の改正等を行うものです。

- 最終指定親会社グループへのLEX規制の導入
- 銀行等におけるトレーディング勘定内のエクスポージャーの算出方法の整備
- その他所要の改正

具体的な内容については[別紙 2](#)～[別紙 6](#) を御参照ください。


3. 公布・施行日等

本件の内閣府令・告示等は、本日付で公布され、令和 6 年 3 月 31 日から施行・適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
（別紙 1～4） 監督局大手証券等モニタリング室（内線：2280、2949）
（別紙 5・6） 企画市場局総務課信用制度参事官室（内線：5353、3581）
監督局銀行第一課（内線：2786、2792）

- （別紙 1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙 2） [最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件](#)
- （別紙 3） [金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)
- （別紙 4） [大口信用供与等規制に関するガイドライン新旧対照表](#)
- （別紙 5） [銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令](#)

(別紙6)  [銀行法施行令第四条第十三項第四号及び第十六条の二の三第三項第二号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項から第六項まで、第十四条の二第一項及び第二項並びに第十四条の四の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件](#)

※農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令等は後日公表いたします。

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセス F S
A
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000